

新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からののお知らせ

1 オミクロン株対応ワクチン接種のスケジュールについて

初回（1、2回目）接種を完了した12歳以上の全ての方について、9月27日からオミクロン株対応ワクチンに切り替わりました。

3回目接種以降は以下のスケジュールで接種を実施します。

前回接種完了月	接種対象者	接種券、ワクチン説明書 発送予定日	予約開始および接種開始 予定日
令和4年5月以前	50歳以上の方	送付済み	実施中
	45～49歳の方	令和4年10月12日(水)	令和4年10月14日(金)
	40～44歳の方	令和4年10月14日(金)	令和4年10月18日(火)
	35～39歳の方	令和4年10月18日(火)	令和4年10月20日(木)
	30～34歳の方	令和4年10月20日(木)	令和4年10月24日(月)
令和4年6月	30歳以上の方	10月下旬以降、年齢の高い順から順次接種を開始します。ただし、上記対象者の予約状況に応じ変更になる場合があります。	
令和4年6月以前	29歳以下の方		

※3回目接種を市内の医療機関または集団接種会場で接種した60歳以上の方は、接種場所と日時を市が指定し、接種券とあわせてお知らせします。

※指定された日時などを変更したい方や接種を希望しない方は、予約センターへ連絡が必要となります。

【注意点】

- ①既に接種券を発送済みの方には、ワクチン説明書のみ発送します。
- ②お持ちの接種券は、オミクロン株対応ワクチン接種で使用できます。
- ③紛失等による接種券の再発行をご希望の方は、以下の予約センターへお問合せください。


【平川市ワクチン接種予約センター】 ☎ 0120 - 447 - 665

（平日9:00～17:00）

【問合せ先】 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（内線1271）

2 オミクロン株対応ワクチンの集団接種について

以下の日程で夜間における集団接種を実施します。

対象者	初回（1、2回目）接種を完了し、前回接種から5か月経過した30歳以上で接種券をお持ちの方		
日時	令和4年10月25日（火）18時30分～20時00分		
場所	ひらかわドリームアリーナ	ワクチンの種類	ファイザー社製(BA.1)
予約方法	・電話予約は予約センターへご連絡ください。 ・WEB予約は右記のQRコードから受付できます。		

【問合せ先】新型コロナウイルスワクチン接種対策室（内線1271）

3 木下グループ新型コロナ検査センター平川市役所店について

10月11日より新本庁舎1階へ移転しましたので、受検される際にはお間違いないようにお越してください。

また、青森県民の方であれば、令和4年10月中は無料で検査を受けることができますので、不安な方は検査センターをご利用ください。

<予約方法>

<検査の予約はこちら>

(1)インターネット予約

専用の予約サイト(<https://covid-kensa.com/hirakawa.html>)からご予約できます。

予約方法については市ホームページをご確認ください。



(2)電話予約

メールアドレスを持っていない方や、インターネットからの予約が難しい場合のみ、電話での予約受付を行っています。

以下の電話番号へ電話し、ガイダンスにしたがって「利用店舗名（青森県平川市役所店）・ご希望の日時」をお伝えください。

☎ 03 - 4333 - 1640（11：00～18：00、土日祝休み）

※予約せずに直接来店された場合は、予約の方が優先されるため、混雑状況によっては、長時間お待ちいただく場合や受検できない場合があります。

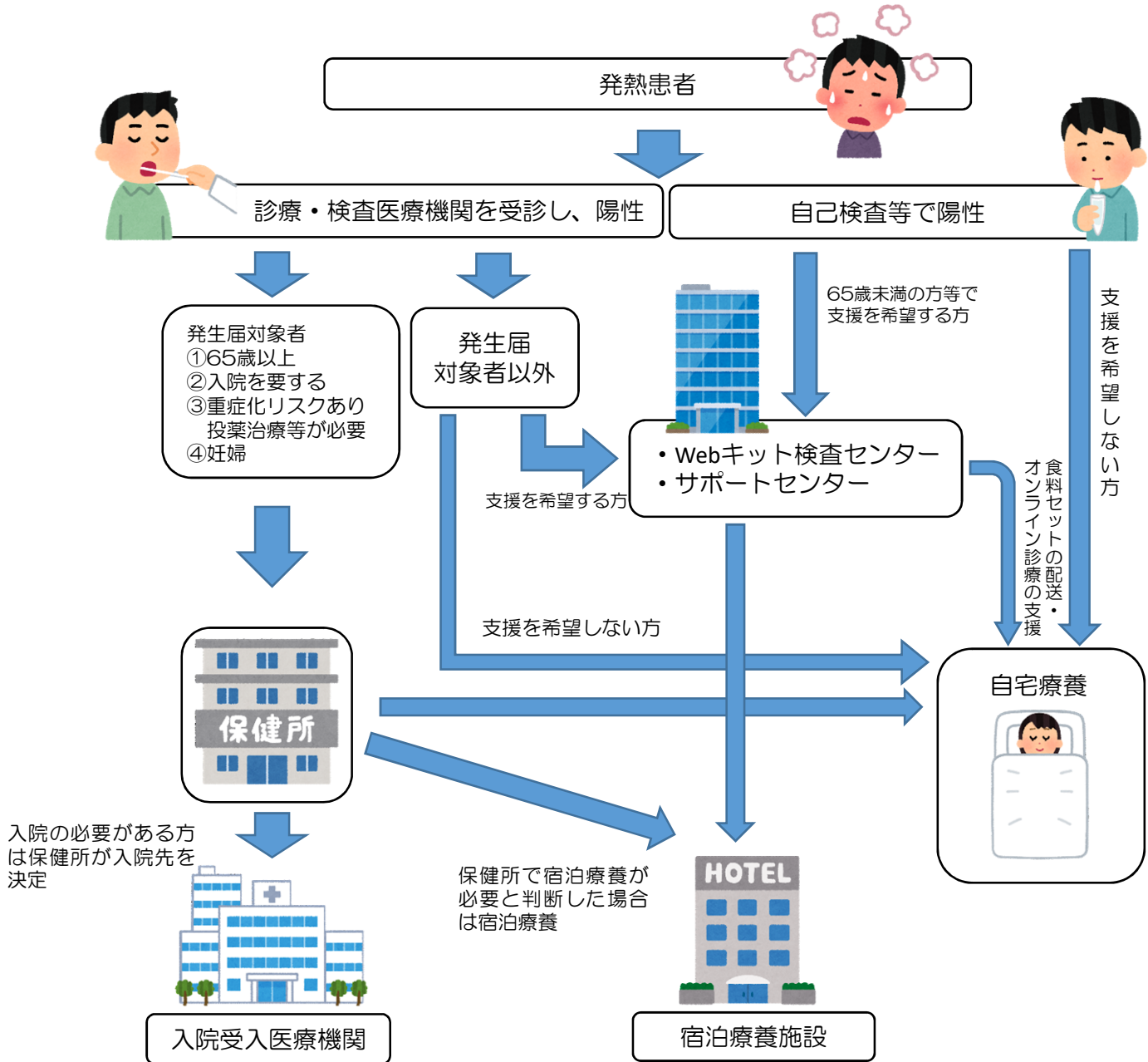
※電話での予約や予約なしの直接来店の方は原則「抗原定性検査」のみとなり、検査結果通知書（陰性証明書）の発行はできません。

【問合せ先】新型コロナウイルス感染症対策室（内線1515）

4 令和4年9月26日以降の保健医療体制について

令和4年9月26日より、療養の考え方の転換・全数届出の見直しを行っております。

症状が出た場合はこれまで同様、医療機関の受診または青森県臨時Webキット検査センターを利用することになりますが、今後の保健医療体制につきましては以下のとおりとなりましたのでご注意ください。



○新型コロナウイルス感染症に関する全般的な問合せについて

かかりつけ医療機関等がない場合や、受診する医療機関がわからない場合等、全般的な問い合わせにつきましては、青森県新型コロナウイルス感染症コールセンターまでお願いします。

青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター ☎ 0120 - 123 - 801

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策室（内線1515）

5 感染症患者の療養解除基準について

令和4年9月7日より、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等が見直されました。

発生届対象者以外の方につきましては、保健所から療養期間についての連絡はありませんので、以下の療養期間を参考にしてくださいをお願いします。

- (1)有症状患者の場合(入院している者、高齢者施設に入所している者を除く)
発症日を0日目として、その後症状が軽快している場合、8日目が療養解除日となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9
発症日	→							療養解除

- (2)無症状患者の場合

- 検体採取日を0日目として、8日目が療養解除日となります。
- 5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目で療養解除となります。ただし、7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等が必要です。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9
検体採取日	→							療養解除

- (3)無症状の濃厚接触者の場合

- 感染者との最終接触日を0日目として、6日目が待機解除となります。
- 2日目と3日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は4日目で待機解除となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7
接触日	→					待機解除

平川市 コロナ対策

🔍 検索

【問合せ先】新型コロナウイルス感染症対策室
代表：0172-44-1111（内線1515）